

# 学校問題解決に向けた電話相談窓口

## 電話相談について

学校管理職経験者等のコーディネーターが学校と保護者や地域住民との間で生じた問題についての電話相談を受け、解決に向けた助言を行います。

### <基本方針>

- 子どもにとって何が大切かを第一に考えます。
- 相談者の話をしっかり聴きます。
- 事実関係を客観的に整理します。
- できること、できないことをはっきり伝えます。

令和8年4月13日（月）から運用開始



080-3048-4061

平日：午前9時から午後4時まで  
（閉庁日、年末年始を除く）



※できるだけ多くの電話相談に対応するため、1回の相談は原則、**30分以内**とさせていただきます。

※午後1時から午後2時の間は留守番電話対応の場合があります。

## 電話相談の流れについて

### 保護者・地域住民

- ・まずは**学校**へ。
- ・学校の説明や対応に納得できないときは、**町村教育委員会**へ。

町村教育委員会に相談しても解決できないときは、

### 町村立学校（管理職）

- ・**町村教育委員会**へ。

町村教育委員会に相談しても解決できないときは、

### 町村教育委員会

学校と対応しても解決できないときは、

学校問題解決に向けた電話相談窓口

相談者

## 利用にあたって

### \* 保護者・地域の皆様へ \*

- 原則、**町村の公立学校を対象**にしています。
- 学校への相談の仕方を悩んでいるときは、一緒に考えます。
- 学校等への指導、教員の処分、事案の調査は行いません。

### \* 学校の先生方へ \*

- ◇相談は管理職から行ってください。
- ◇対応方針に悩んでいるときは、一緒に考えます。
- ◇必要に応じて、学校等を訪問することもあります。